

地方独立行政法人市立東大阪医療センター 公告第20号

「市立東大阪医療センター本館1階救急外来エリアその他改修工事」にかかる業務委託契約を制限付き一般競争入札の方法により締結するので、地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程第6条の規定により下記のとおり公告する。

令和8年3月26日

地方独立行政法人市立東大阪医療センター理事長 辻井 正彦

記

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 市立東大阪医療センター本館1階救急外来エリアその他改修工事
- (2) 場所 東大阪市西岩田三丁目4番5号 市立東大阪医療センター 1階
- (3) 期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 概要 本館1階に設置されている救急外来部門エリア、小児救急部門エリアの救急部門を向こう25年使用可能なエリアに改修することで、効率的な救急部門の運用を可能にし「断らない救急」を実現するため、救急部門及び隣接する施設機能を整備改修する。
- (5) 予定価格 非公表（入札後に公表）
- (6) 入札手続 郵送（書留郵便）又は宅配便（以下「郵送等」という。）により入札参加資格申請書類及び入札書等の提出を行う
- (7) 支払条件 工事請負契約書の債務負担行為に係る契約の特則による出来高払い

2. 入札に参加できる企業形態

入札に参加できる企業形態は、単体企業とする。

3. 入札に参加する者に必要な資格

申請書及び入札書の提出日現在において、次に掲げる要件すべてに該当しなければならない。

- (1) 東大阪市の令和5・6・7年度入札参加有資格者として、工事種目「建築工事業」で登録されている者。当該種目にかかる直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評点（P）が1,000点以上の者であること。
- (2) 令和2年度以降、200床以上の医療施設の新築、改修又は増改築工事に係る元請として施工実績があること。

なお、元請実績とは、単独の請負である場合はその請負金額とし、共同企業体による請負である場合は、その請負金額に当該企業体における出資比率を乗じた額を実績額とみなす。また、元請実績は当初契約及び当初契約に係る変更契約以外は認めない。

4. 入札に参加する者に必要な共通資格

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定により、工事種目「建築工事業」に係る特定建設業の許可を得た者であること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外期間中でないこと。
- (4) 地方独立行政法人市立東大阪医療センター契約規程（以下「契約規程」という。）第5条第1項および第5項各号に該当しない者であること。

5. 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

地方独立行政法人市立東大阪医療センター ホームページ

(2) 日時

令和8年3月26日（木） 13時

6. 入札参加資格の確認審査

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書及び添付資料（以下「申請書類」という。）を提出し、確認を受けなければならない。

ア 提出期間

令和8年3月26日（木）13時から令和8年4月17日（金）12時まで に必着のこと。

イ 提出方法

「申請者等提出要領」に従い、郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

〒578-8588 東大阪市西岩田三丁目4番5号
市立東大阪医療センター 新館3階 事務局契約会計課

- (2) 申請に必要な書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

ウ 契約実績書（様式2）及びいずれか

- ・契約書（発注書及び請書も可）及び仕様書等（業務内容がわかる部分）の写し
- ・CORINS（工事实績情報サービス）に基づく工事カルテ受領書、工事カルテの写し及び仕様書等（業務内容が分かる部分）の写し
- ・発注者が発行する契約実績に関する証明書及び仕様書等（業務内容がわかる部分）の写し

※ 公告文 3. 入札に参加する者に必要な資格（2）を満たす契約実績とする

- (3) 入札参加資格確認結果通知書等の返送用封筒を申請書類に同封すること。

この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。

※ 封筒はCD-Rディスク1枚（ケース付き）が収納できるものであること。

※ 切手はA4判普通紙1枚及びCD-Rディスク1枚（ケース付）、封筒分の重量を想定した書留郵便の料金とすること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認の結果は、令和8年4月21日（火）までに通知する。

(5) その他

ア 申請書類の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、提出者の負担とする。

なお、提出された申請書類は、返却しない。

イ 申請書類は、間違いや漏れ等の不備がないように注意すること。

ウ 申請書類の提出期間を過ぎた書類は、如何なる事由でも受理しない。

エ 添付する実績証明資料（契約書、仕様書等）には該当箇所にわかりやすくマーキングをすること。

7. 設計図書等の交付

(1) 6(4)の結果により入札参加資格を認められた者に対し、入札説明書、入札参加についての注意事項（郵送等による一般競争入札用）、仕様書及び補足説明書等（以下「設計図書等」という。）を交付する。

(2) 仕様書等は、電子媒体により配布するものとし、本データを格納したCD-Rディスクを入札参加資格の確認結果通知と併せて送付する。

(3) 仕様書等は、本入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

8. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時

令和8年6月5日（金）10時

(2) 場所

東大阪市西岩田三丁目4番5号 市立東大阪医療センター 本館3階A会議室

(3) 郵送等による入札書、工事費内訳書（以下「入札書等」）の提出期間及び提出場所

ア 提出期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月4日（木）12時までに必着

イ 提出方法

郵送等により提出すること。持参又は電送による提出は認めない。

ウ 提出場所

〒578-8588 東大阪市西岩田三丁目4番5号

市立東大阪医療センター 新館3階 事務局契約会計課

(4) 入札書の提出にあたっては、本業務における入札参加資格確認結果通知書（写し可）、当該入札額の根拠となる工事費内訳書及び入札結果通知書返送用封筒を同封すること。

この返送用封筒には、返送先を明記し、返信用切手を貼ること。

※ 切手はA 4判普通紙1枚、封筒分の重量を想定した書留郵便の料金とすること。

(5) その他

ア 入札書等の作成費用及び提出に要する郵送等の費用は、入札参加者の負担とする。

イ 入札に際し、入札参加者は、当該入札額の根拠となる工事費内訳書を提出すること。

9. 入札保証金に関する事項

契約規程第8条第2号の規定により免除とする。

10. 入札の無効に関する事項

契約規程第13条各号及び入札参加についての注意事項（郵送等による一般競争入札用）第8のいずれかに該当する入札。

11. 開札方法等

(1) 開札について

開札は、入札執行の日時及び場所において、入札参加者からあらかじめ市立東大阪医療センターが選定した入札立会人2者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(2) 開札の傍聴について

入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、入札会場への入室は各入札参加者1名のみとし、入札執行に関する発言等は認めない。

※ 傍聴を希望する場合は「開札傍聴申込書」に必要事項を記入の上、提出すること

(3) 入札の結果について

入札の結果は、落札者に通知するとともに、入札参加者に「入札結果通知書」を発送する。

12. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。

(2) 低入札価格の調査について

ア 本入札は、入札価格が著しく低いなど、調査を行う必要があると認められる場合には、落札決定を保留し、最低の価格で入札した者（以下「調査対象者」という。）に対して低入札価格の調査を行う。

イ 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認めるときは、調査対象者を落札者と決定する。

ウ 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低価格をもって申込みをした者を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査価格を下回る入札

者である場合には、その入札者について低入札価格調査を実施する。

エ 調査対象者は、当該調査に伴う事情聴取等に協力をすること。なお、本調査に協力しない者は失格とする。

(3) くじによる落札者の決定

落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者及び順位を決定する。なお、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人又は開札傍聴者として参加している場合は、その者が引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

※ 落札となるべき価格が低入札価格の調査対象である場合は、落札者は調査対象者として読み替える。

1.3. 契約の締結

契約規程第28条、第29条の規定により契約書を作成し、契約を締結する。

なお、契約の締結に併せ、東大阪市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出すること。

1.4. 契約保証金の額

契約金額の10分の1に相当する額以上とする。(1,000円未満の金額は、1,000円に切り上げ)。なお、契約規程第32条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

1.5. その他

(1) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社を同じくする子会社同士の者

ウ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

(2) 入札結果において、応札額が高値集中するなどの不自然な結果が見受けられた場合は入札を保留し無効とする場合がある。

(3) 入札参加者は、提出した入札書及び工事費内訳書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。

16. 問い合わせ先

東大阪市西岩田三丁目4番5号

地方独立行政法人 市立東大阪医療センター 事務局契約会計課

電話 06-6781-5101 (代表)

担当 曾賀・中西

メールアドレス keiyakukaikei@higashiosaka-mc.jp

以 上